

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

⑬～⑯又は⑰～⑲の所得控除を申告される方は、証明書を提出してください。

控除	内 容	
⑬ 社会保険料	⑬本人又は生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険料、国民年金保険料など）を支払った場合、その支払った金額が所得から控除されます。	
⑭ 小規模企業共済等掛金	⑭小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金などを支払った場合、その掛け金の合計額が所得から控除されます。	
⑮ 生命保険料	本人又は生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約及び介護医療保険契約について保険料を支払った場合、次に掲げる金額が所得から控除されます。 新生命保険料の金額の合計額 …… A 新個人年金保険料の金額の合計額 …… D 旧生命保険料の金額の合計額 …… B 旧個人年金保険料の金額の合計額 …… E 介護医療保険料の金額の合計額 …… C	
Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	① (最高28,000円) 計 ①+② ③ (最高28,000円)	
Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	② (最高35,000円) ②と③の大きい方 ①	
Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	④ (最高28,000円) 計 ④+⑤ ⑥ (最高28,000円)	
Dの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑤ (最高35,000円) ⑤と⑥の大きい方 ④	
Eの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑦ + ⑧ + ⑨ (最高70,000円)	
計算式Ⅰ A・C・D(新保険料等)用	計算式Ⅱ B・E(旧保険料等)用	
A.C又はDの金額	控除額の計算式 B又はEの金額 控除額の計算式	
12,000円以下	A.C又はDの全額 15,000円以下 B又はEの全額	
12,001円から32,000円まで	A.C又はD×1/2+6,000円 15,001円から40,000円まで B又はE×1/2+7,500円	
32,001円から56,000円まで	A.C又はD×1/4+14,000円 40,001円から70,000円まで B又はE×1/4+17,500円	
56,001円以上	28,000円(限度額) 70,001円以上 35,000円(限度額)	
⑯ 地震保険料	本人又は生計を一にする親族が所有する家屋又は生活用の家具等について、地震等損害により受けた損失を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に基づいて保険料を支払った場合、次の金額が所得から控除されます。 なお、同一契約で旧長期損害保険料と地震保険料の両方がある場合、どちらか一方で計算します。	
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額 地震保険料控除額	
①旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 5,000円を超える場合 支払った保険料の合計額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合 10,000円	
②地震保険料だけの場合	支払った保険料の半額(限度額 25,000円)	
③上記両方の場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額(限度額 25,000円)	
⑯ 雜 損	本人又は生計を一にする親族の有する資産（事業用資産は除く）について災害、盗難、横領による損失が生じた場合には、その合計額が所得から控除されます。この場合の控除額は次のうち、いずれか多い方の金額となります。 ① (損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×1/10 ② (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円	
㉗ 医 療 費	● 本人又は生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算した金額が所得から控除されます(限度200万円)。 支払った医療費の額－保険金等による補てん額－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額) ● 健康の保持増進等の一定の取組みを行っている方が、本人又は生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合には次の算式で計算した金額が所得から控除されます(限度8万8千円／セルフメディケーション税制)。 購入したスイッチOTC医薬品の額－保険金等による補てん額－1万2千円 セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。また、申告書の医療費控除区分欄に「1」を記載します。	
控除	該当される方 控除額	
㉗ 審 婦	次のいずれかに該当する方で、「ひとり親控除」に該当しない方。 (1)夫と離別し、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族を有し、かつ、事實上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。 (2)夫と死別又は夫の生死が明らかでなく、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事實上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。	260,000円
㉘ ひとり親	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(16歳未満を含む)を有し、かつ、事實上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。	300,000円
㉙ 勤 労 学 生	学生等で合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の各種所得の合計額が10万円以下の人	260,000円
㉚ 特 别 障 害 者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和7年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人 ● 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている人 ● 療育手帳の交付を受けている人で障害の程度がA・A1・A2の人 ● 常に病床に身を置き、複雑な介護を受けなければならない人など	(同居の場合 530,000円) 300,000円
その他障害者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和7年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ● 療育手帳の交付を受けている人(A・A1・A2の人は除く) ● 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	260,000円

記入例

令和8年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険料(税)申告書									
高山市長 あて		整理番号							
提出年月日 令和 8. 2. 27		職業 屋号又は勤務先 〇〇屋 123456789012							
住所 高山市花岡町2丁目18番地		電話 32-3333 申告受付 入力 世帯主と統柄 生年月日 大昭平令 〇〇〇〇〇〇 送付 B家屋敷 不要							
申告者及び扶養親族等の個人番号をご記入ください(申告者のみ個人番号確認書類及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です)。									
3 所得から差し引かれる金額に関する事項									
社会保険料控除									
⑬ 国民健康保険 100,000円									
⑯ 地震保険料控除 30,000円 20,000円									
⑰ 新生命保険料の計 100,000円									
⑱ 生命保険料控除 80,000円 50,000円									
⑲ 地震保険料控除 30,000円 20,000円									
⑳ ひとり親控除 (□算婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還)									
㉑ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 111111111111 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉒ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 111111111111 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉓ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 111111111111 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉔ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 222222222222 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉕ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 333333333333 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉖ 氏名 〇〇〇〇 个人番号 444444444444 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉗ 捨てられた金額の合計 119万円									
㉘ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類									
㉙ 雜損控除 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
㉚ 医療費控除 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳									
5 分離課税所得									
譲渡 短期 株式等 収入金額 必要経費									
特別控除額又は繰越損失額 所得金額									
岐阜県 条例指定分 30,000円 高山市 20,000円 高山市 20,000円									
6 寄附金に関する事項									
都道府県・市区町村分 (特例控除対象) 30,000円 岐阜県・高山市 20,000円 岐阜県 20,000円									
都道府県・市区町村分 (特例控除対象) 「都道府県・市区町村分」の共同募金会、赤字支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)の各額には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「岐阜県」、「高山市」の各額には、条例で指定された寄附金を支出した場合にそれら記入してください。									
寄附金に関する事項 (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の合計金額 (2) 住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金(これらの法人、団体に対する寄附金でも、総務大臣の承認を受けたものなど、一部の寄附金に限られます。証明書を確認してください)。 (3) 岐阜県や高山市が条例で指定した寄附金(これに該当するかご不明のときは、証明書をご用意のうえ、高山市税務課までお問い合わせください)。 (注意) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方が、市民税・県民税申告を行う場合は申請書を提出した地方公共団体への寄附金も合わせて申告してください。									
記入例									

個人番号:申告者の個人番号を記載してください。

「1 収入金額等」、「2 所得金額」の欄

①②③の所得がある方は、裏面を記載するか、「収支内訳書」などを作成してください。
その他の所得がある方は、証明書を提出してください。

所得	内 容
① 営業・その他の事業	製造業、卸売業、小売業、サービス業、私塾の経営、彫刻家、保険外交員など、農業以外の事業から生ずる所得
② 農業	米、野菜などの栽培又は酪農、採卵などから生ずる所得
③ 不動産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得
④ 利子	公社債と預貯金の利子、信託の収益の分配による所得。通常は申告不要です。
⑤ 配当	法人から受けける利益の配当、剰余金の分配などによる所得。裏面も記載してください。
⑥ 給与	給料、賃金、歳費、俸給など 給与収入額から給与所得への計算(注:Aは給与の収入額を表します)(単位:円) 1~ 650,999= 3,600,000~6,599,999…A/4(千円未満切捨)X3.2~440,000円 651,000~1,899,999… A-650,000 6,600,000~8,499,999… X0.9~1,100,000円 1,900,000~3,599,999…A/4(千円未満切捨)X2.8~80,000円 8,500,000~… -1,950,000円
⑩ 雜	他の所得に該当しない所得及び公的年金(遺族年金、障害年金等は除く)所得 受公的年金の収入額A 所得金額 受公的年金の収入額A 所得金額 65歳以上が未満の時 330万円以下 A-110万円 130万円以下 A-110万円 330万円超~410万円以下 A×75%~27万5千円 130万円超~410万円 A×75%~27万5千円 410万円超~770万円以下 A×85%~68万5千円 410万円超~770万円 A×85%~68万5千円 770万円超~1,000万円以下 A×95%~145万5千円 770万円超~1,000万円 A×95%~145万5千円 1,000万円超 A-195万5千円 1,000万円超 A-195万5千円
⑪ 総合譲渡	他の所得に該当しない所得及び公的年金(遺族年金、障害年金等は除く)所得 土地、建物以外の資産の譲渡による所得 保険の満期返戻金、けん賞、福引の当選賞金など一時的性質をもっている所得
控除	該当される方 控除額 生計を一にする配偶者の所得により、次の表に照らし該当する額が所得から控除されます。 ● 配偶者の合計所得金額は漏れなく記載してください。 ● 配偶者(特別)控除対象者の個人番号を記載してください。
㉑ 配偶者	申告者の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下 1,000万円超 70歳以上 上記以外 330,000 220,000 130,000 控除額なし※ 58万円超100万円以下 330,000 220,000 110,000 控除額なし※ 100万円超105万円以下 310,000 210,000 110,000 105万円超110万円以下 260,000 180,000 90,000 110万円超115万円以下 210,000 140,000 70,000 115万円超120万円以下 160,000 110,000 60,000 120万円超125万円以下 110,000 80,000 40,000 125万円超130万円以下 60,000 40,000 20,000 130万円超133万円以下 30,000 20,000 10,000
㉒ 配偶者特別	※こちらに該当する場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に□チェックを記載してください。
㉓ 扶養	次のそれぞれに該当し16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)で、かつ合計所得金額が58万円以下である人を扶養する場合 (1) 19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人) (2) 70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人 (3) 70歳以上の人のうち、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者のいざれかとの同居を常況としている人 (4) 上記以外の人の ● 扶養控除対象者の個人番号を記載してください。
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成22年1月2日以後生まれ)で、かつ合計所得金額が58万円以下である人を扶養する場合 ● 16歳未満の扶養対象者の個人番号を記載してください。 ※16歳未満の扶養親族の控除はありませんが、非課税判定やひとり親控除、保育料などの算定に影響しますので必ず記載してください。
㉔ 特定親族特別	19歳以上23歳未満で、合計所得額が58万円超123万円以下である人を扶養する場合 合計所得 450,000円 110万円超115万円以下 110,000円 95万円超100万円以下 410,000円 115万円超120万円以下 60,000円 100万円超105万円以下 310,000円 120万円超123万円以下 30,000円 105万円超110万円以下 210,000円
㉕ 基礎	納税義務者について前年の所得金額に応じて所得から控除されます。 ※前年の所得金額が2,400万円以下の方の場合 430,000円
事業専従者	生計を一にする15歳以上の親族で、かつ、その年を通じて6ヶ月を超える期間専ら事業に従事する親族を有する場合、次の区分に応じ、それぞれ限度額までのが所得から控除されます。 (1) 事業専従者が配偶者である場合の限度額 (2) 事業専従者が配偶者以外である場合の限度額 ● 事業専従者の個人番号を記載してください。 ※事業専従者の個人番号の数に1を加えた数で割った金額を超えて専従者控除を適用することはできません。<